
オーストラリアからみた捕鯨判決

ドナルド・R・ロスウェル

Donald R. Rothwell

序 論

2010年5月、オーストラリアは南極海における日本の捕鯨計画の差し止めを求めて、国際司法裁判所（ICJ）に提訴した。提訴に至るまでの間、オーストラリアは長期にわたり、二国間および多国間レベルでの外交活動を続けてきた。日本は1987年から2005年まで南極海鯨類捕獲調査（JARPA）を実施し、続いて2005年から2014年の第2期南極海鯨類捕獲調査（JARPA II）を開始したが、歴代のオーストラリア政府はこの日本の計画に対し、鯨類保護的立場をとる他の国々とともに国際捕鯨委員会（IWC）の場で懸念を表明したほか、直接日本に対して懸念を伝えた（Anton 2009）。こうした外交努力がいずれも拒絶されたことを受けて2010年、ついに提訴に踏み切ったのである。第2次世界大戦終結以降、日本とオーストラリアは貿易を基盤に非常に強固な関係を築き、また安全保障上の結びつきも緊密さを増している。背景にそうした良好な二国間関係があるにもかかわらず、訴訟手続きが始まったのである（Klein 2009, p. 143）。

2014年3月31日、ICJは南極海における日本の捕鯨中止を命じる判決を下した^①。オーストラリアの長年にわたる活動が実を結んだ判決であり、また2005年以降展開された法的議論に結論を示すものでもあった。この判決によって、JARPAおよびJARPA IIに強硬に反対してきたオーストラリアや諸外国の非政府組織（NGO）の主張の正当性が証明された。またオーストラリアの労働党政権で首相を務めたケビン・ラッド氏が、2007年の連邦議会選挙の際にJARPA IIに反対を表明し、外交的取り組みを続けても成果が得られない場合は日本を国際的に提訴する道を探るという公約を掲げ、後にそれを実行したが、その決断の正当性も裏付けられることになった（Klein 2009）。本稿ではこの「捕鯨事件」の背景について簡単に振り返ったあと（全容についてはRothwell [2013] を参照されたい）、オーストラリアがICJへの提訴に踏み切った目的は何か、そして判決がオーストラリアにもたらしたものは何かを考察する。

1 捕鯨事件の背景

オーストラリア側からみた今回の捕鯨訴訟問題の原点は、1978年の捕鯨禁止決定にさかのぼる。当時のマルコム・フレーザー首相率いる自由党・国民党連立政権が、オーストラリア領海内における捕鯨の全面禁止を決定したのである（Pash 2008）。この決定を機にオーストラリアは他の鯨類保護的立場の国々と共に、商業捕鯨の禁止を目指す国際的な活動に加わる

ようになる。活動は主としてIWCを舞台に展開され、保存を主張する加盟国は、1946年の国際捕鯨取締条約（ICRW）の附表を改訂してクジラの保護を条約に反映させるよう求めた⁽²⁾。

1986/87年漁期から商業捕鯨モラトリアムが始まったが、その後も条約第8条に基づく特別許可捕鯨は続いた。これに対しIWCは、締約国政府の特別許可発給を懸念する旨のIWC決議を1986年⁽³⁾、1987年⁽⁴⁾、そして1990年代に何度も採択した。オーストラリアはそうした議論の先頭に立ち、日本のJARPAを強く非難することもたびたびあった（Darby 2007, pp. 230-246）。IWCは2001年⁽⁵⁾と2003年⁽⁶⁾に日本に対し、ミンククジラの致死捕獲を中止して、非致死的方法による調査のみに計画を変更するよう求めた。またIWCは南極海での商業捕鯨を全面的に禁止する南極海サンクチュアリを設定しているが、JARPAの南極海での実施とこの規定との整合性も問題になった⁽⁷⁾。

日本は2005年、JARPAを終了し、2005/06年漁期以降はJARPA IIとしてさらに特別許可捕鯨を拡大すると発表した。国際動物福祉基金（IFAW）はこれを受け、鯨類保護的立場をとる各国政府が国際的な裁判を通じて鯨保護を実現できるよう、法的戦略の策定を推し進めた。この戦略は全世界を視野に入れたものだが、次第にオーストラリアとニュージーランドの問題が中心になっていった。IFAWは2006年から2009年までの間に、法的側面からみた捕鯨に関する国際的なパネル会合を4回開催し、法的裏付けに関する議論やJARPA IIに対抗するための法的手続きについて、さまざまな局面から検討した。開催された会合は次のとおりである。

- ① 2006年5月パリ会合：「Report of the International Panel of Independent Legal Experts On: Special Permit (“Scientific”) Whaling under International Law（独立法律専門家国際パネル報告書——国際法下での特別許可（「調査」）捕鯨について）」を作成（International Fund for Animal Welfare 2006a）。
- ② 2006年12月シドニー会合：「Japan’s Special Permit (“Scientific”) Whaling under International Law（国際法下での日本の特別許可（「調査」）捕鯨）」と題する報告書を作成（International Fund for Animal Welfare 2006b）。
- ③ 2007年11月ロンドン会合：「The Taking of Sei and Humpback Whales by Japan: Legal Issues Arising under the Convention of International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES)（日本によるイワシクジラとザトウクジラの捕獲——ワシントン条約（CITES：絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）下で生じる法的問題）」と題する報告書を作成（International Fund for Animal Welfare 2007）。
- ④ 2009年1月キャンベラ会合：「Japan’s ‘Scientific’ Whaling Program and the Antarctic Treaty System（日本の「調査」捕鯨計画と南極条約）」と題する報告書を作成（International Fund for Animal Welfare 2009）。

このうちパリとシドニーのパネル会合は、オーストラリアによる今回の提訴およびオーストラリアが展開する法的主張に関連が深いため、ここでその成果を短く論評する。

パリ会合では国際的に活躍する著名な法律専門家が集まり⁽⁸⁾、IFAWの要請で以下の点を検討した。

- (a) 調査捕鯨の権利を有するICRWの締約国は、条約第8条およびその他の国際的取り決

めの下で、どのような条件を考慮すべきか。

- (b) IWC加盟国の一部が行なっている調査捕鯨はICRWに適合しているか。
- (c) 一加盟国による調査捕鯨が合法であるとIWCが決議した場合、どのような結果をもたらすか。

パネルは、一部のIWC加盟国による捕鯨は附表第30項の要件を満たしておらず、ICRW第8条に定める例外に該当しないため、違法であるという結論を下した（International Fund for Animal Welfare 2006a [2]）。一部加盟国による調査捕鯨が商業捕鯨モラトリアムに違反していることに「強力な証拠」があるとされたのである（International Fund for Animal Welfare 2006a [2]）。パネルでは1982年の海洋法に関する国際連合条約⁽⁹⁾との関連も検討し、調査捕鯨に「条約遵守に関する深刻な疑義」が生じる条項11項目を特定した（International Fund for Animal Welfare 2006a [2]）。同様に、生物の多様性に関する条約⁽¹⁰⁾、ワシントン条約⁽¹¹⁾、1980年の南極の海洋生物資源の保存に関する条約⁽¹²⁾についても、その遵守に関して類似の重大な疑義が生じていた（International Fund for Animal Welfare 2006a [2]）。こうした検討結果からみて、日本など一部のICRW締約国が行なっている調査捕鯨は、同条約の規定に抵触するとされ、特にJARPA IIについては具体的に言及された（International Fund for Animal Welfare 2006a [2]）。また日本がIWC科学委員会において、自らが特別許可を与えている捕鯨が、条約第8条に定める例外的状況の範囲内であることを実証できていない点も指摘された。そうしたことからパリ会合では、IWCがこれら一部加盟国の調査捕鯨を合法であると決議しても、ICRW下で生じる商業捕鯨禁止に関する法的義務について、変更する効力はもちえないだろうとの結論に至った（International Fund for Animal Welfare 2006a [2]）。

パリ会合の報告書は、IFAWによってまずIWCに加盟する保存派の各国に配布された。2006年にセントキッツ・ネーヴィス〔西インド諸島の島国〕で開催されたIWC年次会合では、報告書を支持する活動が展開された。その後、報告書は一般公開され、IFAWのウェブサイトに掲載されたほか、配布用に印刷物も作成された。この報告書は、その後のパネル会合で法的な分析を行なう際の枠組みとなったほか、日本のJARPA IIの違法性を主張するときの根拠となる重要な法的問題を特定する際の基礎にもなった。

シドニー会合ではオーストラリアの国際法専門家が集まり⁽¹³⁾、IFAWの要請で南極での日本の捕鯨の合法性について検討したほか、JARPA IIとして実施される南極捕鯨に関して、オーストラリアやニュージーランドが日本政府に対して国際法に基づく法的措置をとるにはどのような選択肢があるかを検討した。報告書は2006年12月に完成し、2007年1月にオーストラリアとニュージーランドの両政府に提出された。このパネルでは、JARPA IIが対象をザトウクジラにまで拡大したことがオーストラリアに特に重大な影響を与えると指摘した。ザトウクジラは毎年オーストラリアの海岸線に沿って回遊するためである。またホエール・ウォッチングが観光や娯楽として人気が高まっていることから、ザトウクジラの捕殺は経済にも影響を及ぼすおそれがあるとした。

報告書によると、会合では日本のJARPA II継続に対して、オーストラリアとニュージーランドにいくつかの国際的な法的対応策をとれる可能性があることが明らかになった。例え

ば科学、法律、政治などの専門家による会議でIWC加盟国間の対立を解消する新たな方策を探るといった方法から、ICJへの提訴という方法まで多様な選択肢があり、パネルではそれらを個別に検討した。また南極条約などIWC以外の国際的なフォーラムを通じて日本の調査捕鯨への懸念を表明する方法も可能だとされた。シドニー会合での主な結論は以下のとおりである。

- (1) オーストラリアとニュージーランドは、日本との対立解消に向けた対策や、IWCにおける鯨保護の今後について議論するため、法律、科学、政治の専門家による会合の開催を検討する。
- (2) オーストラリアとニュージーランドは日本に対し、対立点のうち相互に合意可能な点については個別仲裁に合意するよう要請することを検討する。
- (3) オーストラリアとニュージーランドは、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会(CCAML)の場を活用するなどして、南極条約締約国の前で、日本のJARPA II継続に対する懸念を提起するよう努める。
- (4) JARPA IIにおける日本の活動は、生物多様性に関する条約に規定された環境影響評価実施要件に抵触するおそれがある。
- (5) 日本がJARPA IIに許可を発給したことは、ワシントン条約に抵触するおそれがある。
- (6) オーストラリアとニュージーランドは、海洋法に関する国際連合条約に基づく強制和解を求め、国際海洋法裁判所(ITLOS)に法的手続きを開始することを検討する。
- (7) オーストラリアとニュージーランドは、日本のJARPA IIはICRWに抵触するものであるという主張に基づき、ICJに法的手続きを開始することを検討する。

シドニー会合では上記の結論を出すに当たって、日本のJARPA IIへの対抗策としてどれが最適かは、最終的にオーストラリアおよびニュージーランドの両政府に委ねられるべきであると指摘した。その一方で、パネルは、JARPA IIでは2007/08年漁期からザトウクジラの捕獲を開始する計画であること、またIWCにおいて商業捕鯨モラトリアム継続のメリットについて情勢の変化がみえはじめており、オーストラリアとニュージーランドが国際請求を順調に提訴しかつ議論するための期間が残り少ないという事態に直面する可能性があることも指摘した。

2010年5月31日にICJへの提訴手続きを開始するとしたオーストラリアの決定の背景には、IFAWの影響が多少なりともあったように見える。オーストラリアや見解を同じくするその他の国々が、JARPA IIの合法性に疑問をもち、いずれかの国際的裁判所への提訴を考えるとときに、IFAWがその戦略に影響を与えた可能性はある。しかし現時点では、IFAWの支援がどのように影響したかを正確に知ることはできない。日本を提訴すると決定したプロセスにかかわり、意思決定にも関与したオーストラリアの閣僚が伝記を書く、もしくはオーストラリアの政府公文書館が関連資料を公開する、といった時がくるまで明らかになることはなさそうである。とはいえ、ここまでの話の流れをみる限り、パリとシドニーのパネル会合報告書で検討された国際法による対応策との関連性や、パリ会合のメンバーのうち3人が日本を提訴したオーストラリアの代表弁護団に参加している事実などから⁽¹⁴⁾、IFAWは日本に対する訴訟を提案、

推奨したにとどまらず、オーストラリアの法的主張そのものに入り込んでいると想定することは可能である。

2 ICJへの提訴におけるオーストラリアの目的

オーストラリアがICJに日本を提訴した基本的な目的は、日本がJARPA IIを実施することはICRWに違反しており、したがって国際法に抵触するという旨の命令を裁判所に求めることであった。そうした判決を勝ち取ることができれば、南極海での日本の捕鯨を差し止めることができるという考えは当然あったはずだが、提訴の目的として目指すことができるのは、国際法にのっとった適切な救済策の枠内での要求であり、しかも裁判所の管轄の及ぶ範囲でなければならない。そのためICJへの提訴は「日本は南極海でのJARPA IIの実施において同国の国際的な義務に違反しているという判断と宣言」を裁判所に求め、さらに日本に次のような命令を下すよう求めることを目的としていた。

- (a) JARPA IIを中止すること。
- (b) 今回の提訴の対象である行為の実行を可能にするあらゆる許可、認可、免許を撤回すること。
- (c) JARPA IIもしくは類似の計画が国際法上の日本の義務に適合したものでない限り、かかる計画の下で日本はさらなる行動を起こさないと保証すること⁽¹⁵⁾。

このようにオーストラリアの目的は比較的限定されたもので、JARPA IIの解釈をめぐる法的な主張と救済のみに絞られたものになっている。しかしICJがオーストラリアの要求を認めれば、日本は現行の方法やそれに関連した方法でJARPA IIを継続することが許されず、その活動が国際法を遵守しているとみなされるまでは、実施することができない。オーストラリアはそれを目指していた。JARPA IIの中止を望むオーストラリアにとって、この点こそが申し立ての実質的な目的であり、これによって、日本の南極海捕鯨をめぐって日豪間で起きている直接的な論争を終わらせることができる。オーストラリアの提訴には、日本が今後も南極海での捕鯨を行なう意向だろうとの認識がある。だからこそ、「JARPA IIもしくは類似の計画」が「国際法上の日本の義務に適合したもの」でなければならないという、オーストラリアが求めた命令が意味をもつ。このようにオーストラリアは、日本の南極海捕鯨を完全に差し止める力は限られているが、今後のあらゆる活動において国際法を遵守するよう日本に求めることは可能であると、訴えを起こした段階で認識していたのである。

この点において、オーストラリアが2010年の提訴の際、ICRWにおける日本の義務のみならず、生物の多様性に関する条約やワシントン条約での日本の潜在的な義務について言及していた点を思い起こす必要がある。結局はこれら2つの条約については実質的な主張をせず、ICRW第8条をめぐる主張のみを行なった。しかし第8条に関する法的議論に集中するという決断をしたからといって、ICJの判決によって第8条が無効として条約から完全に除外されるようなことはない点は十分認識していた。たとえオーストラリアが勝訴しても、第8条は合法的な条文として存続するだろう。オーストラリアはこの現実に適切に対応しなければならない。訴訟が成功すれば、日本はICJから十分な指導を受け、JARPA IIをあらためて評価し

直すことになるだろう。そしてICJがICRW、特に第8条について示した判決と解釈に従い、新しい捕鯨計画の策定を求められるはずである。そのような可能性を、オーストラリアは認識していたのである。

最後に第2期北西太平洋鯨類捕獲調査 (JARPN II) についてであるが、オーストラリアはこれについてはICJに提訴する意向はないようである。原則論を言えば、JARPN IIに関する提訴を避ける理由はない。今回オーストラリアが日本を訴えたのは、日本の捕鯨がオーストラリアの領海内もしくは領海付近で行なわれたことが理由ではなく、日本政府がICRW第8条に基づく許可を発給したことについて、日本政府による条約の解釈に異議を申し立てるためである。つまり、オーストラリアは締約国という立場から提訴したのである。したがってオーストラリアが望むならば、訴えの範囲をJARPA IIとJARPN IIの両方に拡大することも可能である。しかしその場合、訴訟の範囲が格段に広がり、進捗に時間がかかるうえ、法的議論のみならず科学的検証も今以上に複雑なものとなることは確実である。ICJにとっても、条約第8条による特別許可捕鯨計画について、関連しているとはいえ異なる2件の審議を行なうことになり負担も増える。またJARPN IIまで含めることについてはオーストラリア国内でも国益の面から問題視されるおそれがある。日本が北太平洋で行なう捕鯨について、オーストラリアは直接の利害関係をもたないからである。しかしJARPA IIの場合はそうではない。オーストラリア南極領土の沖合200カイリ国際水域にある「オーストラリア鯨サンクチュアリ」で操業が行なわれている。日本はオーストラリア南極領土も鯨サンクチュアリも承認していないが、いずれも1999年環境保護・生物多様性保全法によって裏付けられており (Stephens and Rothwell 2007, Anton 2009)、JARPA IIに対抗すべきオーストラリアの法的利益、国益がある。この点が、JARPN IIとの違いである。

3 オーストラリアからみた判決

「捕鯨事件」は3月31日に判決が下り、オーストラリアの圧倒的勝訴となった。ICJはオーストラリアの主張を大部分認め、支持した。また第8条についても、JARPA IIの実施は国際法に抵触しており、日本は実質的な商業捕鯨を行なっているというオーストラリアの主張を尊重する解釈を採用した。ICJによる命令の主要な部分を、オーストラリアの視点から以下にまとめる。

- (1) JARPA IIに付与された特別許可は第8条の規定に該当しない。
- (2) JARPA IIは、商業捕鯨の実施ならびに母船の使用を禁じたICRW附表第10項(e)、(f)で定められた日本の義務に反する。
- (3) JARPA IIは、IWCの南極海サンクチュアリでは商業捕鯨を実施しないとする日本の義務に反する⁽¹⁶⁾。

ICJはさらに、次のような判断も示した。

「日本はJARPA IIに関する現存の許可、認可、免許をすべて撤回するものとし、当該計画の実施に今後いかなる許可も与えないものとする」⁽¹⁷⁾。

第8条の解釈について、ICJはオーストラリアの主張を認める判決を下した。すなわち、日本のJARPA IIは科学的調査を「目的とするもの」ではない。日本はJARPA IIに合法的な特別許可を与えることができないため、日本の行動は「科学的」ではなく「商業的」と考えることが妥当である。したがってICRWの下で世界的に定められた商業捕鯨モラトリアムに違反している——という主張である。また日本は南極海サンクチュアリで活動しており、同水域での商業捕鯨禁止に抵触するとの判断も下した。こうした見解を示すなかでICJは、捕鯨活動はICRWによって次の3形態のみに規定されている点を強調した。すなわち第8条による特別許可捕鯨、商業捕鯨、先住民生存捕鯨である。日本の活動は第8条に該当せず、また日本は先住民生存捕鯨の主張を行っていないことから、自動的に商業捕鯨に該当することになる。そして商業捕鯨はモラトリアムの取り決めによって禁止されている。

訴訟の結果はオーストラリアの圧倒的勝利となったが、ICJはオーストラリアが要請した命令をすべて認めたわけではなかった。判決主文の最後となるパラグラフ246で、裁判所は次のように述べている。

「裁判所は、オーストラリアが要請した追加的な救済措置、すなわち第8条の意味する範囲での科学的調査を目的としない特別許可捕鯨について、一切許可を付与しないもしくは実施しないことを日本に求めるという措置は、その必要性を認めない。当該義務は、すでに全締約国に適用されている。日本には、条約第8条第1項に基づいて今後新たに許可付与の可能性を検討する際、本判決に記載された根拠および結論を考慮することが期待される。」

判決命令による最も直接的な結果は、JARPA IIの即時中止である (Payne 2014)。判決が下されたのは2013/14年漁期が終了した数週間後であったため、南極海捕鯨は操業中であった場合のような直接的な影響は受けなかった。裁判所命令の効力が直接及ぶのは2014/15年漁期のJARPA IIだが、日本はすでに判決に従って現行および将来のJARPA IIを中止すると表明している。また現行のかたちで特別許可捕鯨と称する活動を今後再開することはないとも表明していることから、JARPA IIを終了させるというオーストラリアの直接の目的は実現した。

しかしICJの判決にも、また日本の今後の行動にも、オーストラリアが懸念を感じる側面がある。第1の点は、判決の直後に日本の捕鯨船団が2014年漁期のJARPN IIを開始したことである (Darby 2014)。ICJの判決はJARPN IIに直接適用されるものではないが、JARPA IIの事件で第8条による特別許可発給の不備に関する判決が下された直後に、同じ「特別許可」に基づく活動を継続したことに対し、懸念を感じる。第2の点は、日本はいかなるかたちでも2014/15年漁期の南極海での捕鯨は行なわない意向を示したが、2015/16年漁期には何らかのかたちで南極海捕鯨計画を実施すると明言していることである (Darby 2014, Fensom 2014)。その計画の正確な詳細は不明である。

この点において、判決文のパラグラフ246がオーストラリアと日本の双方にとって特段の重要な意味をもつことが明らかになるだろう。ICJはJARPA IIが国際法およびICRW第8条に抵触すると明言しているが、今回の事件の範囲を超える姿勢はみせておらず、日本が将来、南極海で第8条に基づく「特別許可」捕鯨を行なっても、これを監視したり命令を下したり

する意向はない。現にICJは、今後の日本の南極海での捕鯨計画の見通しについて具体的なことは何も述べていない。第8条に基づいて「今後新たに許可付与の可能性」を検討する際に「根拠および結論を考慮することが期待される」と述べるにとどまっている。すなわちICJは、日本が将来のいずれかの時点で南極海の捕鯨を再開する可能性を具体的に想定しているのである。それはJARPA IIIなどJARPAを継続するものかもしれないし、まったく異なるかたちの「特別許可」調査捕鯨となるかもしれない。その計画が致命的捕獲を伴うかどうか不明である。

判決のこうした側面に対し、日本が実際にどう対応するかは現時点ではわからない。JARPA IIが継続できないことは明らかである。仮に大幅な修正を行なってICJによる第8条の解釈に適合させたとしても、当初のJARPA IIが法廷で批判を浴びた事実はぬぐえず、合法性に対する疑惑がつきまとうだろう。そのため、日本が南極海で「特別許可」捕鯨を再開するに当たっては、まったく新しい科学的調査計画の道を探ると考えられる。その際、致命的捕獲を伴うものであっても、ICRWや国際法に適合した計画をどのように策定していくか、ICJの判決が重要な指針となる。その点において、ICJがJARPA IIの調査で指摘した以下の要素がきわめて重要になる。

- ①致命的手法の使用に関する決定。
- ②計画における致命的標本の使用規模。
- ③標本サイズの選定に使用する手法。
- ④目標とする標本サイズと実際の捕獲の比較。
- ⑤計画に関するスケジュール。
- ⑥計画の科学的成果。
- ⑦計画における活動と、関連する調査プロジェクトとの調整の程度⁽¹⁸⁾。

日本が上記の点を非常に慎重に検討することは間違いないだろう。しかし日本が新しい南極海捕鯨計画を開始することを選んだ場合には、2014年度のIWC総会において決議されたように、IWC科学委員会が特別許可を必要とするすべての新たな捕鯨計画を審査したうえで総会に助言を与え、総会はその助言を受けて第8条に基づく捕鯨計画について勧告を出すというように、IWCのさらなる監視の下に行なうことになるだろう。

4 結 論

「捕鯨事件」において、オーストラリアはJARPA IIの国際的な違法性を問うという政治的にも法的にもリスクの高い戦略をとったが、ICJの判決をオーストラリアの側からみると、戦略の正当性が裏付けられたものとなった。またICRW第8条の解釈について示された判例は、特別許可捕鯨、特に南極海での特別許可捕鯨をめぐる今後の議論において一定の基準となるだろう。今回の判決がオーストラリアにとって納得いくものになるかどうかは、結局は日本が判決に対して中長期的にどう対応するかにかかっている。特に、日本が計画を変更したうえで南極海捕鯨を実施するかどうかである。オーストラリアが国際司法の場で日本と対決したのは、今回の捕鯨事件が最初ではない。1999年にはオーストラリアがニュージーランドと

ともにITLOSに日本を提訴した「みなみまぐろ事件」があった（Klein 2009）。しかしそうした対立にもかかわらず日豪関係は良好である。2014年7月の安倍晋三首相のオーストラリア訪問が成功を収めたことにもみられるように、捕鯨問題での対立が両国間の他の側面に影響を及ぼさないようさまざまな努力が払われ、功を奏している。しかし、今後日本が2014年のICJの判決にどう対応するかは、日本が国際法をどう理解し、尊重するかを試金石となろう。その結果如何では日豪関係に新たな課題が生まれることもありうる。

- (1) *Whaling in the Antarctic (Australia v. Japan; New Zealand Intervening)*, Judgment of 31 March 2014 [2014], *I.C.J. Reports*.
- (2) ICRWの附表には、可能な捕鯨方法に関する技術的条項、特定の種に関する個別の条項、禁漁期に関する条項などが含まれている。本稿との関連で重要なのは、附表の改訂に関する条件である。単純な改定は、IWC年次会合において出席国の4分の3の多数票により可能である。
- (3) IWC Resolution 1986-1, 'Resolution on Special Permits for Scientific Whaling.'
- (4) IWC Resolution 1987-1, 'Resolution on Scientific Research Programs.'
- (5) IWC Resolution 2001-7, 'Resolution on Southern Hemisphere Minke Whales.'
- (6) IWC Resolution 2003-3, 'Resolution on Southern Hemisphere Minke Whales and Special Permit Whaling.'
- (7) IWC Resolution 1996-7, 'Resolution on Special Permit Catches by Japan'; IWC Resolution 1998-4, 'Resolution on Whaling under Special Permit.'
- (8) パリ会合の参加者は次のとおり。ロランス・ボワソン・ドゥ・シャズルネ教授、ピエール・マリー・デュピイ教授、ドナルド・R・ロスウェル教授、フィリップ・サンズ教授（コーディネーター）、アルベルト・セーケイ大使（コーディネーター）、ウィリアム・H・タフト4世氏、ケイト・クック氏（報告者）。
- (9) United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS), United Nations Treaty Series, Vol. 1833, p. 397.
- (10) Convention on Biological Diversity (CBD), United Nations Treaty Series, Vol. 1760, p. 79.
- (11) Convention on International Trade on Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES), United Nations Treaty Series, Vol. 993, p. 243.
- (12) Convention on the Conservation of Antarctic Marine Living Resources (CCAMLR), United Nations Treaty Series, Vol. 1329, p. 47; International Fund for Animal Welfare (12 May 2006) [2] も参照。
- (13) シドニー会合の参加者は次のとおり。ナタリー・クライン博士、グレッグ・ローズ准教授、ドナルド・R・ロスウェル教授（議長）、アイヴァン・シェーラー教授、ティム・ステファンズ博士（報告者）、クリストファー・ウォード博士。
- (14) パリ会合とオーストラリア弁護団双方の参加者は次のとおり。ロランス・ボワソン・ドゥ・シャズルネ教授、ケイト・クック氏、フィリップ・サンズ教授。
- (15) *Whaling in the Antarctic*, para. 23.
- (16) *Whaling in the Antarctic*, para. 247.
- (17) Ibid.
- (18) *Whaling in the Antarctic*, para. 88.

■参考文献

- Anton, D. K (2009) "Antarctic Whaling: Australia's Attempt to Protect Whales in the Southern Ocean," *Boston College Environmental Affairs Law Review*, Vol. 36, pp. 319-351.
- Darby, A (2007) *Harpoon: Into the Heart of Whaling*, Crows Nest, NSW: Allen & Unwin.
- Darby, A (2014) "Japan strikes back on whaling," *The Sydney Morning Herald*, 19 April 2014 <<http://www.smh.com.au>>

- com.au/environment/whale-watch/japan-strikes-back-on-whaling-20140419-36x7o.html)にて閲覧可能。
- Fensom, A (2014) “Japanese Whaling: The Saga Continues,” *The Diplomat*, 26 August 2014 <<http://thediplomat.com/2014/08/japanese-whaling-the-saga-continues/>>にて閲覧可能。
- International Fund for Animal Welfare (2006a) *Report of the International Panel of Independent Legal Experts On: Special Permit (“Scientific”) Whaling under International Law*.
- International Fund for Animal Welfare (2006b) *Japan’s Special Permit (“Scientific”) Whaling under International Law* (筆者資料)。
- International Fund for Animal Welfare (2007) *The Taking of Sei and Humpback Whales by Japan: Legal Issues Arising under the Convention of International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES)* <www.ifaw.org/australia/node/1124>にて閲覧可能。
- International Fund for Animal Welfare (2009) *Japan’s ‘Scientific’ Whaling Program and the Antarctic Treaty System* (筆者資料)。
- Klein, N (2009) “Whales and Tuna: The Past and Future of Litigation between Australia and Japan,” *Georgetown International Environmental Law Review*, Vol. XXI, pp. 143–217.
- Pash, C. (2008) *The Last Whale*, Fremantle: Fremantle Press.
- Payne, C. R (2014) “Australia v. Japan: ICJ Halts Antarctic Whaling,” *ASIL Insights*, Vol. 18, No. 9 <www.asil.org>にて閲覧可能。
- Rothwell, D. R. (2013) “The Antarctic Whaling Case: litigation in the international court and the role played by NGOs,” *The Polar Journal*, Vol. 3, pp. 399–414.
- Stephens, T., and D. R. Rothwell (2007) “Japanese Whaling in Antarctica: *Humane Society International Inc v Kyodo Senpaku Kaisha Ltd*,” *RECIEL (Review of European Community and International Environmental Law)*, Vol. 16, pp. 243–246.

Donald R. Rothwell オーストラリア国立大学教授
<http://researchers.anu.edu.au/researchers/rothwell-dr>
donald.rothwell@anu.edu.au

原題 = The Whaling Case: Australian Perspectives